表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第３条第１項に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和５年度）

| 登記所名 | 所有者等の探索の対象となる地域 |
|---|---|
| 松山地方法務局<br>大洲支局 | 大洲市菅田町菅田 |
| 松山地方法務局<br>西条支局 | 西条市丹原町明河、同市小松町明穂、同市丹原町明穂 |
| 松山地方法務局<br>宇和島支局 | 南宇和郡愛南町外泊 |